

スマホをお持ちでない方も参加できます 移動型無料スマホ教室

問 情報政策課 ICT推進室
☎ 69-2117 ☎ 69-2299



専用車両による少人数スマホ教室を開催します。
機種や通信会社を問わず、初心者の方やスマートフォンをお持ちでない方も参加できます。「少し興味があってお話を聞きたいな」という方もお気軽にご参加ください。

※9月にも開催予定

講座名	内容
①iPhone(入門編)	スマホの画面の見方・電話・文字入力・メール
②Android(入門編)	
③iPhone(基礎編)	マップを使いながら基本操作・ルート検索・写真の撮影・動画の撮影・QRコード読み取り
④Android(基礎編)	
⑤Android(応用編)	インターネットの調べ方・音声操作・アプリの追加方法
⑥LINEコミュニケーション	LINEの基本的な使用方法
⑦スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方

受付専用ダイヤル

0800-111-9442

受付時間 9時～17時(土日祝も受付)

事前予約制・参加費無料・
各回先着3名まで

	実施日	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～17:00	場所
7月	3日(木)	②Android(入門編)	④Android(基礎編)	⑤Android(応用編)	⑥LINEコミュニケーション	甲賀市役所(北側玄関)
	4日(金)	① iPhone(入門編)	③iPhone(基礎編)	④Android(基礎編)	⑦スマホのセキュリティ	甲賀市役所(北側玄関)
	17日(木)	②Android(入門編)	④Android(基礎編)	⑤Android(応用編)	⑥LINEコミュニケーション	甲南地域市民センター
	18日(金)	① iPhone(入門編)	③iPhone(基礎編)	④Android(基礎編)	⑦スマホのセキュリティ	甲南地域市民センター
	31日(木)	②Android(入門編)	④Android(基礎編)	⑤Android(応用編)	⑥LINEコミュニケーション	甲賀地域市民センター
8月	1日(金)	②Android(入門編)	④Android(基礎編)	⑤Android(応用編)	⑥LINEコミュニケーション	信楽地域市民センター
	21日(木)	②Android(入門編)	④Android(基礎編)	⑤Android(応用編)	⑥LINEコミュニケーション	土山地域市民センター

戦後80年～平和を願うパネル展

問 総務課 総務統計係 ☎ 69-2120 ☎ 63-4086



戦争の悲惨さと平和の尊さ、世界平和について考える機会として、「平和を願うパネル展」を開催します。戦後80年を迎える今だからこそ、平和について考えてみませんか。

期間 8月1日(金)～8日(金)の8時30分～17時15分(土日を除く) 場所 市役所1階 展示スペース

7月16日から

「戸籍フリガナ専用窓口」を 市役所別館に設置します

問 市民課 戸籍住民係
☎ 69-2138 ☎ 65-6338
専用窓口(7月16日から)
☎ 69-2220

市ホームページ



5月26日から始まった戸籍に氏名のフリガナを記載する業務窓口として、市役所別館に「戸籍フリガナ専用窓口」を設置します。また、7月22日頃に、甲賀市に本籍がある方へ戸籍に記載されるフリガナをお知らせするハガキを送付しますので、必ず確認をお願いします。

※甲賀市以外に本籍がある方は、本籍地市区町村からハガキが送付されます。

！フリガナに誤りがある場合は、届出が必要です！

届出方法は、届いたハガキまたは市ホームページをご確認ください。

- 届出期限 令和8年5月25日まで
- 制度に関するお問合せ 法務省コールセンター ☎ 0570-05-0310
- 届出に関するお問合せ 戸籍フリガナ電話相談窓口 ☎ 050-2018-1823



戸籍制度マスコットキャラクター コセキツネ

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第12回特別弔慰金の申請受付を しています

問 地域共生社会推進課 福祉総務係
☎ 69-2157 ☎ 63-4085

市ホームページ



- 支給内容
額面27万5,000円
(令和8年から令和12年までの5年償還の記名国債)
- 請求期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
- 請求窓口
地域共生社会推進課、各地域市民センター
- 必要書類
申請書等の様式は各請求窓口にて用意しています。親族の状況によって必要書類が異なりますので、事前に窓口にご相談ください。

支給対象者

次の2つの条件を満たす方

- 戦没者等の死亡時に生まれていた①援護法による弔慰金の受給者②子(死亡当時の胎児も含みます)③親④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方)
- 基準日(令和7年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料・特例扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与年金」等の受給権を有する方がいないご遺族

これらの条件を満たす方が複数おられる場合は、優先順位が高いご遺族おひとりに支給されます。ただし、基準日時点における対象者の状況によって、順位が入れ替わることがあります。